

松伏町プレミアム付商品券2020の 2次販売について

問合せ 松伏町商工会 ☎992-1771

2次抽選販売を行います。

詳細は折り込みチラシをご覧ください。

- 販売数量 約5,000セット
- 販売価格 1セット10,000円(13,000円分の商品券)
商品券内訳 500円×10枚 大型店使用不可
1,000円×8枚 全店で使用可
- 利用可能期間 令和3年2月28日(日)まで

事業収入が減少している中小事業者等に 対する固定資産税の軽減措置について

問合せ 税務課 資産税担当 ☎991-1831

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等に対して、償却資産及び事業用家屋にかかる固定資産税の課税標準を、令和3年度分に限り2分の1又はゼロとします。軽減を受ける際には、認定経営革新等支援機関等による売上高減少等の確認が必要となります。

○軽減対象者

令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が、前年同期間と比べて一定以上減少している中小事業者等

中小事業者等とは

1. 資本金又は出資金の額が1億円以下の法人
2. 資本又は出資を有しない法人又は個人のうち、従業員1000人以下

※ただし、大企業の子会社等(次の①又は②の要件に該当する法人)は対象外

- ①同一の大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2つ以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

○軽減対象税額

事業用家屋及び償却資産にかかる令和3年度分の固定資産税

○軽減率

事業収入の減少割合と軽減率
50%以上……………全額
30%以上50%未満 ……2分の1

○申告手続き

申告書を令和3年2月1日(月)までに税務課へ提出。

～詳細については、町ホームページをご覧ください。～

悩みがある方、困っている方へ

現在、埼玉県内でも自殺で亡くなる方が大幅に増加しています。様々な社会的要因のほかに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などで、ストレスや悩みを抱えている方も多いのではないのでしょうか。一人で抱え込まず、誰かに相談してみたり、悩んでいる方がいたら声をかけてみましょう。

<相談先>

●まもろうよ ところ

(厚生労働省)

SNSや電話による相談、生活困窮や法律相談、その他の支援情報あり。

●ところの健康相談統一ダイヤル

平日9:00~17:00

☎0570-064-556

●埼玉いのちの電話 (24時間 365日)

☎048-645-4343

●さいたまチャイルドライン

(18歳以下の子ども専用の相談電話)
年末年始を除く16:00~21:00

☎0120-99-7777

●ところの健康相談

松伏町保健センター:月1回月曜(予約制)

電話相談は随時 ☎992-3490

(平日8:30~17:15)

※ところの健康に関する相談。電話相談可。



イベント中止のお知らせ

次のイベント等については、準備に期間を要することや感染拡大防止対策のため3つの密を避けられないなどの理由により「中止」となりました。

最新の情報については、順次町ホームページ等でお知らせします。

11月

第47回松伏町農業収穫祭
第45回松伏町民俗文化祭
令和2年度松子連体験ツアー

令和3年1月

第46回松伏町新春ロードレース大会
令和2年度松伏町子どもかるた大会